

# 琉球大学学術リポジトリ

## 米国管理下の南西諸島情況雑件 第二卷

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): 財産、請求権の処理問題, 鉱業権, 岩崎与八郎, 九州電力K・K, 奄美大島, 北緯三十度以南, 南西諸島、南方諸島及び南洋群島, 信託統治地域 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/43869">http://hdl.handle.net/20.500.12000/43869</a>

(6)

北緯三十度以南の南西諸島に関する法令集

北緯三十度以南の南西諸島に関する法令集

管理局 総務課

A 3. 0. 0. 4

序 言

講和会議を近い将来に控え、北緯三十度以南の南西諸島に対する各般の調査研究をなす必要があるが、従来その管理に關し、日本政府あるいは総司令部から発せられた諸法令、通牒、覚書等を事項別に類別、蒐集して大方の参考に供したい。

なお、この中にはすでに改廃されたものもあるが、日本政府あるいは総司令部の管理政策の推移を察知する意味で、特に不必要と思われるものを除き掲げることとした。

目 録

一 法的地位に関する事項

- (1) カイロ宣言 昭和一、一、一七 一頁
- (2) ボンダム宣言 昭和二、二、二六 二〇
- (3) 若干の外廓地域を政治上行政上日本から分離することに関する覚書 昭和二、二、二九 二〇

二 行政に関する事項

- (1) 沖縄県関係行政事務内務省措置要領 昭和二、二、二五 五〇
- (2) 沖縄県行政事務の取扱いに関する内務省通牒 昭和二、二、二〇 七〇
- (3) 沖縄県事務所規定 昭和二、二、二〇 一一〇
- (4) 沖縄県行政事務に関する九州地方総監から内務大臣宛回答 昭和二、二、二五 一三〇
- (5) 地方自治法施行規定 昭和二、二、二五 一六〇
- (6) 沖縄関係業務処理要領 昭和二、二、二七 一六〇
- (7) 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令 昭和二、二、二〇 一八〇

(8) 沖縄県知事の発行した恩給証書の替換に関する手続並びに恩給法臨時特例附則第十七條の規定によるその恩給改定及び請求手続 昭和二、二、二一 二二〇頁

(9) 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部を改正する政令 昭和二、二、二一 二一九

三 渡航に関する事項

- (1) 沖縄県人の帰還に関する総司令部覚書 昭和二、二、二五 三〇〇
- (2) 琉球人の帰還に関する総司令部覚書 昭和二、二、二五 三一〇
- (3) 朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の登録に関する総司令部覚書 昭和二、二、二七 三二〇
- (4) 日本人及び非日本人の引揚に関する総司令部覚書 昭和二、二、二七 三五〇
- (5) 現に日本に居る琉球人の引揚に関する総司令部覚書 昭和二、二、二四 三六〇
- (6) 日本からの集団引揚の終了に関する総司令部覚書 昭和二、二、二九 三七〇
- (7) 非日本人の引揚に関する総司令部覚書 昭和二、二、二四 四〇〇

(8) 朝鮮人、琉球人等の送還に關する引揚  
援護院援護局長から各都道府県知事宛  
通牒 昭和二二一三二七 四一頁

(9) 琉球人の引揚に關する總司令部覚書 昭和二三一三二六 四三、

(10) 琉球人の引揚終了に關する總司令部覚  
書 昭和二三一三二三 四三、

(11) 琉球人の本國送還期限に關する極東軍  
司令部渉外局長発表 昭和二三一三二七 四五、

(12) 日本人及び非日本人の引揚に關する總  
司令部覚書 昭和二三一三二九 四七、

(13) 同情に値する理由による琉球諸島への  
旅行に關する第八軍作戦命令 昭和二三一三四 四八、

(14) 琉球より日本への旅行に關する總司令  
部覚書 昭和二三一三一 五一、

(15) 同情すべき理由による琉球諸島への旅  
行 昭和二三一三一七 五三、

(16) 日本から琉球へ及び琉球から日本への  
旅行に關する總司令部覚書 昭和二三一三二七 五六、

(17) 非日本人の引揚に關する覚書の廃止に  
關する總司令部覚書 昭和二三一三二九 五七頁

四 不法出入國制限に關する事項

(1) 旧日本占領地の日本人引揚及び日本よ  
りの非日本人引揚に關する總司令部覚  
書 昭和二二一三一六 五九、

(2) 琉球人の引揚終了に關する總司令部覚  
書(略) 昭和二三一三二三 ”

(3) 日本への不法入國の抑制に關する總司  
司令部覚書 昭和二三一三一三 六〇、

(4) 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有  
する者の渡航制限に關する臨時措置令 昭和二三一七一 六二、

(5) 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有  
する者の渡航制限に關する臨時措置令  
施行規則 昭和二三一七一 六五、

五 財産の移動制限に關する事項  
(6) 不法入國者等退去強制手続令(省略) 昭和二三一三二八 ”

(1) 金、銀、証券及び金融証書の輸出入統

制に関する総司令部覚書

- (2) 金融取引の統制に関する総司令部覚書 昭和二〇 六二二 六七頁
- (3) 昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する件に基く金銀又は白金の地金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する政令 昭和二〇 一九一 六九〃
- (4) 金、銀、有価証券等の輸出入等に関する金融取引の取締に関する大蔵省令 昭和二〇 一〇一 七〇〃
- (5) 日本入国並びに出国時において携帯を許される個人の財産に関する総司令部覚書 昭和二〇 一〇一 七四〃
- (6) 「財産及び貨物の輸出入の取締に関する政令」抜萃 昭和二〇 一〇一 一〇一〃
- (7) 「外国為替及び外国貿易管理法」抜萃 昭和二〇 一〇一 一〇三〃
- (8) 輸出貿易管理令 昭和二〇 一〇一 一〇八〃
- (9) 外国為替及び外国貿易管理法における附属の島に関する命令 昭和二〇 一〇一 一一四〃
- (10) 日本及び琉球諸島間国際郵便業務に関する総司令部覚書 昭和二〇 一〇一 一一四頁

する総司令部覚書

- (11) 琉球諸島への一時旅行者の持参金に関する指定 昭和二〇 六三〇 一一六〃
- (12) 琉球諸島への永住旅行者の持参金に関する指定 昭和二〇 六三〇 一一七〃
- (13) つむぎ等の輸入税を免除する法律 昭和二〇 六三〇 一一七〃
- (14) 関税率法の一部を改正する法律 昭和二〇 六三〇 一一〇〃
- (15) 北緯三十度以南の南西諸島の生産に係る物品の原産地証明書に関する政令 昭和二〇 四三〇 一一〇〃



日本帝國政府は、すで認められてゐる船舶の運航、通信、氣象の關係の常軌の作業を除き、當司令部から認可のなほ限り日本國外の政府の役人、雇用人その他すべての者との間に目的のいかんを問はず通信を行うことは出来ぬ。

この指令の目的から日本といふ場合は次の定義による日本の範圍に含まれる地域として、

北緯三〇度以北の琉球（北海道、本州、四国、九州）と對馬諸島、

一千の隣接小島嶼、

（a）日本、竹島、濟州島、（b）北緯三〇度以南の琉球（南西）列島、

（c）沖ノ島、南島、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島及び大東群島、

（d）千島列島、南島、齒舞群島、水島、勇留、秋勇留、赤松、多樂島、

（e）色丹島、

さらには日本帝國政府の政治上、行政上の管轄權から特に除外せられる地域は次のとおりである。

（a）一九一四年の世界大戦以來日本が委任統治その他の方法で奪取又は占領した全太平洋諸島（b）滿州、台湾、澎湖列島（c）朝鮮及び（d）樺太

この指令にある日本の定義は特に指定する場合以外今後當司令部から発せられるすべての指令、覚書又は命令に適用せられる。

この指令中の條項は、いづれもボツダム宣言の第八條にある小島嶼の最終的決定に關する連合國側の政策を示すものと解釈してはならない。

日本帝國政府は日本國內の政府機關にしてこの指令の定義に上る日本領外の地域に關する機能をも有するすべてのもの報告を、

調製して當司令部に提出することを含むは、關係各機關の機能、組織及び職員の状態を含まなく、この報告は關係各機關の第七項に述べられた機密に關する報告はすべてこれと保存し、

右第七項に述べられた機密に關する報告はすべてこれと保存し、

この指令の條項は、いづれもボツダム宣言の第八條にある小島嶼の最終的決定に關する連合國側の政策を示すものと解釈してはならない。



内務省通牒  
昭和三十二年九月二十日

務處沖繩縣行政事務の取扱に關する件  
おいて迅速事務の期し及びその徹底を圖るため今後貴總監府に  
成る致と相成候に付ては右御諒知の上万遺憾なきを期せられ度  
此段依命及び通牒候に付ては右御諒知の上万遺憾なきを期せられ度  
配意追つて既設沖繩縣事務所は總監府内に之を移設せしむる様御

も引揚るをもつて一応当分の間左記に依り措置するものとす。必要  
引揚るをもつて一応当分の間左記に依り措置するものとす。必要  
引揚るをもつて一応当分の間左記に依り措置するものとす。必要  
引揚るをもつて一応当分の間左記に依り措置するものとす。必要  
引揚るをもつて一応当分の間左記に依り措置するものとす。必要  
引揚るをもつて一応当分の間左記に依り措置するものとす。必要  
引揚るをもつて一応当分の間左記に依り措置するものとす。必要  
引揚るをもつて一応当分の間左記に依り措置するものとす。必要  
引揚るをもつて一応当分の間左記に依り措置するものとす。必要  
引揚るをもつて一応当分の間左記に依り措置するものとす。必要

第一 其の一般行政に關する事項

- 一 九州地方總監府に關する事項
- 二 九州地方總監府に關する事項
- 三 九州地方總監府に關する事項
- 四 九州地方總監府に關する事項
- 五 九州地方總監府に關する事項
- 六 九州地方總監府に關する事項
- 七 九州地方總監府に關する事項
- 八 九州地方總監府に關する事項
- 九 九州地方總監府に關する事項
- 十 九州地方總監府に關する事項
- 十一 九州地方總監府に關する事項
- 十二 九州地方總監府に關する事項
- 十三 九州地方總監府に關する事項
- 十四 九州地方總監府に關する事項
- 十五 九州地方總監府に關する事項
- 十六 九州地方總監府に關する事項
- 十七 九州地方總監府に關する事項
- 十八 九州地方總監府に關する事項
- 十九 九州地方總監府に關する事項
- 二十 九州地方總監府に關する事項





(4) 沖繩県行政事務に關する九州地方總監から内務大臣宛回答  
二〇 總官第二五四号  
昭和二十年十月十五日  
九州地方總監府  
總監 戸塚 九一郎

内務大臣 堀 切 善次郎

標記の件に關しては、沖繩県行政事務取扱に關する件  
は、當府として、其の全を期し、遺憾に有らざるも、従來の方針にて  
通牒に接し、爾來新任副官等をして、極力施策の妥當適切を期せし  
しめ、つゝあるが、就中引揚民の保護指導に關しては、地元の協力を  
目下冬季を目前に迎ゆる折柄、直ちに実施を要する事案に付いては、  
突施に移すと共に、逐次其の突効を期す可く、目下夫々努力中の有  
候、引揚民の保護指導等の措置に付ては、通牒御指示の通り受入  
於て之を担当派遣し、地元の協力を期す可く、現地の對策を樹て、  
有之候も、何分言語風俗、生活様式等を異にする県民にして、之が施

策の完遂には、相當困難性あるに、加えて、引揚民受入以後、關係各県は  
其の容易の事業に非ざり、斯くては、到底他県民の指導保護の万全を期  
すも、能わざる窮境に立ち到り候、復員軍人の徵用解除後、至りて、  
の復員軍人徵用解除後、至りて、各県農村等に於ては、夫々多  
民に充たし難れる家屋土地の他、至る衣及び住問題に付ても、新  
く各種不測困難なる事案を招き、最近著しく増加の趨勢に有る  
悲慘なる境況に陥り、つゝあるもの、復員軍人徵用解除者等に  
かのみならず、相次ぐに到り、大戦の痛烈なる犠牲を蒙り、郷土を失  
に迷うもの、相次ぐに到り、大戦の痛烈なる犠牲を蒙り、郷土を失  
る在、本土沖繩の悲慘なる大戦の痛烈なる犠牲を蒙り、郷土を失  
に有、右に鑑み、引揚民の保護指導等は、正視に堪えざるもの、  
地元の事務に、九州各県所在の各県事務等の一の所謂頼り機を充  
繩県事務に、九州各県所在の各県事務等の一の所謂頼り機を充  
記事項の全力を注ぎ、諸般の対策を企図するの要を痛感せられ、  
算之に全力を注ぎ、諸般の対策を企図するの要を痛感せられ、  
被下度此段、情及び報告候也、折衝等に付ては、夫々可然御高配

下府に新設の臨時沖繩県事務所及び全九州四県所在各県事務所に  
就農授産授職医療風俗同化等に要する指導員及び県民有志等に

以てする參與を新設する等之の機構を充実強化す。  
 前項の就農授産授職等は關係各省等の積極的助成援助に依り引揚民の技能經驗等を基礎として当分事務所指導の下に地元県を通じ之を為さしむ。  
 九州引揚戰災者復員軍人及び徵用解除者中の失業者の特殊性に鑑み困庫助成一般寄附金等を以てする財源団体（仮称沖繩県特別戰災者援護会）を設置し地元県を通じ指導保護を図る。  
 時宜に應じ臨時沖繩県事務所を中心として連合軍占領下にある沖繩県を实地調査せしめ懸案事項を解決せしめ又将来対策の一資たらしむ。

第五十條 地方自治法施行規程（昭和二十二年五月三日政令第一九号）

第七十六條 沖繩県に關しては当分の間地方自治法第五十二條第一項の規定にかかわらず福岡県の総務部長が沖繩県知事の職務を代理する。  
 （附則）この政令は公布の日からこれを施行する。

（6）沖繩關係業務處理要綱（昭二三、九、七、閣議決定事項）  
 沖繩縣事務所はこれを廃止し殘務事務は左の如く關係各省にお

いて處理する。  
 （一）戸籍事務は戸籍法の特例を設け法務庁管下の官署において取扱ふこととする。  
 （二）恩給事務は恩給法を改正し恩給局においてこれを處理する。従來の公有財産はその處理の終局的決定に至るまでこれを政府の管理に移し外務省がその任に當る。  
 （三）給與證明その他の事務は外務省に於いて一括處理する。  
 （四）地方自治法施行規程を改正し第七十六條を削る。  
 （五）戸籍法の特例を設ける法規及び恩給法の改正法規の制は本件處理の特例に鑑み適合最高司令部の指示に基きボツダム政令をもつてこれを規定する。  
 （六）法務庁及び外務省の官制で改正し定員を増加する。

備

(四) 所要経費は関係各庁において夫々予備費をもつて支弁する。  
 なお六月以降の沖縄県事務所経費及び廃止に伴う整理費は総理庁官房自治課において従前の例により措置する。

(一) 本件は十月一日より実施する。  
 本件決定に伴い昭和二十三年七月九日の閣議決定は廃止せられたものとする。

理

由 沖縄県事務所を廃止するとともに沖縄県事務を関係各管に移管する必要があるからである。

第七十六條

地方自治法施行規程  
 第七十六條 沖縄県に關しては当分の間地方自治法第五十二條第一項の規定にかかわらず、福岡県の総務部長が沖縄県知事の職務を代理する。

政令第三百六号

沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に關する政令

沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に關する政令をここに公布する。  
 御名御璽  
 昭和二十三年九月三十日  
 内閣総理大臣 芦田 均

(7)

内閣はポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件  
 一 昭和二十年勅令第五百四十二号に基き、ここに沖繩關係事務整理に戸籍、恩給等の特別措置に關する政令を制定する。

第一條 沖繩に本籍を有する者の戸籍及び寄留事務で、本籍地の市町村長の管掌すべきものは、他の法令の規定にかかわらず福岡司法事務局長の管掌する。

第二條 者が管掌する。前項の事務のため、福岡市に福岡司法事務局の出張所を置くことが出来る。

第三條 第一項の事務に關しては、市町村長の戸籍及び寄留事務の処理に關する他の法令の規定は、市役所又は町村役場に關する他の法令の規定は、市役所又は町村役場に關する他の法令の規定は、

地方自治法施行規程（昭和二十二年政令第十九号）の一部を次のように改正する。

第七十六條 附則 除

この政令は昭和二十三年十月一日から施行する。

均

内閣総理大臣 芦田

政令第三百七号

地方自治法施行規程の一部を改正する政令（昭和二十二年法律第六十七号）附則第二十一條の規程の一部を改正する政令を制定する。

地方自治法施行規定の一部を改正する政令をここに公布する。

昭和三十二年九月三十日 内閣総理大臣 芦田 均

前項の出張所に準用する。  
第一項の事務は福岡司法事務局長が監督する。  
第一項の事務につき、戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）及び寄留手続令（大正三年勅令第二百二十六号）の規定によつて納める手数料は國の收入とする。  
（恩給事務）  
第二條 都道府県の負担すべき恩給で沖繩に係るものは恩給法（大正十二年法律第四十八号）第十六條の規定にかかわらず國庫が負担する。  
都道府県知事の裁定すべき恩給で沖繩に係るものは恩給法第十二條の規定にかかわらず、総理庁恩給局長が裁定する。  
附則  
この政令は昭和二十三年十月一日から施行する。  
内閣総理大臣 芦田 均  
法務総裁 鈴木 義男

庁令

法務庁令第六十四号

沖繩關係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令（昭和二十三年政令第三百六号）第一條第二項の規定に基き、福岡司法事務局の出張所として沖繩關係戸籍事務所を置く

附則

この命令は昭和二十三年十月一日から施行する。

昭和二十三年九月三十日

法務總裁 鈴木義男

總理庁令第七十二号

(8) 沖繩縣知事の発行した恩給証書の書換に関する手続並びに

第一條 沖繩縣知事の特例附則第十七條の規定によるその恩給の改定

外務大臣を経由して、左の書類を總理庁恩給局長に差し出すこ

とを要する。

一 恩給受給届（別記第一号様式）

二 公務員又は公務員に準ずる者の在職中の履歴書

三 恩給証書又は公務員に準ずる者として恩給を受ける者は戸籍抄

本（これに準ずるものを含む）、これらの者の遺族として恩

給を受ける者は戸籍謄本

を詳記した類を差し出すこと困難な事情にある者は、その事情

を詳記した類を差し出すこと困難な事情にある者は、その事情

第二條 總理庁恩給局長は、前條の書類について調査の上、恩給

法臨時特例（昭和二十三年法律第九十号）附則第十七條の規

定を適用して計算した改定年額及び従前の恩給年額を表示した

恩給証書を發行し、これを権利者に交付する。

第三條 總理庁恩給局長は、前條の規定により書き換えた恩給証

書を交付する際、支給に關して必要な事項を東京貯金支局長に

第四條 第一條の規定の適用を受けるべき者であつて恩給法臨時  
 特例附則第二十一條の規定による加給の規定により同法第七條第一項又は第  
 八條第二項の規定による加給の規定による外、改定請求書（別記第二号様  
 式又は第三号様式）に左の書類を添付して、これを総理庁恩給  
 局長に差し出すことを要する。  
 一、加給の原因となる者の戸籍謄本  
 二、加給の原因となる者が恩給を受ける者により生計を維持し、  
 又はこれと生計を共にすることを明瞭にできる申立書（別記  
 第四号様式又は第五号様式）  
 第五條 この命令に別段の定めのない事項については、恩給々典規  
 則（大正十二年勅令第三百六十九号）を準用する。  
 附則 この命令は、公布の日から施行する。

（別記）  
 第一号様式

恩 給 受 給 届

一、恩給証書記号番号

二、恩給年額

三、受給者肩書氏名

四、今後支給を受けようとする郵便局  
 右の通り届け出る。

年 月 日

本籍地

現住所

受給者 氏 名 ㊟

総理庁恩給局長 殿

第二号様式

増加恩給  
傷病年金 年額改定請求書

一 恩給証書記号番号

一 証書の日付

一 恩給年額

恩給法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記恩給年額を改定されたたく、証拠書額を添えて請求する。

年 月 日

本籍地

現住所

請求者 氏

名 ㊟

総理庁恩給局長 殿  
支給郵便局〇〇郵便局

第三号様式

扶助料年額改定請求書

一 扶助料証書記号番号

一 証書の日付

一 扶助料年額

恩給法臨時特例附則第十七條の規定によつて前記扶助料年額を改定されたたく、証拠書額を添えて請求する。

年 月 日

本籍地

現住所

請求者 氏

名 ㊟

総理庁恩給局長 殿  
支給郵便局〇〇郵便局

第四号様式

増加恩給の加給の原因となる者の生計関係申立書  
傷病年金  
加俸の原因と増加恩給又は傷病年  
なる者の氏名金受給者との続柄  
生計関係

右の通り申し立てる。  
年 月 日

受給者 氏 名 ④

27

第五号様式

扶助料の加給の原因となる遺族の生計関係申立書  
加給の原因とな公務員又は公務員に  
る遺族の氏名 準ずる者との続柄

右の通り申し立てる。

年 月 日  
扶助料受給者 氏 名 ④

28



日本帝國政府は前掲一Bの規定に従い困窮しある沖縄引揚民に對し遅滞なく食料、住居、医療、寢具及び被服を給與すべし。

本覚書の内容は關係米軍官憲に傳達せられたり。

(2) 琉球人の帰還に關する覚書  
AG 三七〇・〇五(五) Jan 四六(一) GO SO APIN 五五八

一九四五年十二月二十六日付本司令部あてO.L.O 三七一(五.二)

琉球人帰還の件に關し、現在日本に在る琉球人にして琉球諸島の家郷に希望するものは

沖縄を離れ滞りなくその家郷に帰還せしむべし

これ等の帰還に關しては左記による

琉球人の送還は左記の如く計画せらる

省略

日本政府は

イ、前記第三項により船舶の運航を考慮の上琉球人を目的地別

に取まるとめ鹿兒島及浦賀に集結せしむべし

ロ、鹿兒島における船舶並びに目的地に向う各集團の輸送に必

要なる細部につき船運管會と協議すべし

ハ、前記第三項につき浦賀よりの琉球人の帰還に附随する細部

事項につき第八軍付厚生省代表者を請じ第八軍司令部と協議

注すべし  
島をも含むもの如し、従つて(四)は左の如き意味  
(一) 之島に向うものは鹿兒島より  
(二) 九州以外にありて奄美徳之島に向う者は浦賀より

(3) 朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の登録に關する覚書  
聯合國最高司令官總司令部

AG 五三(四)六二(一七) APO 五〇〇

昭和二十一年二月十七日

日本帝國政府は、昭和二十一年三月十八日まで登録しなけれ

ばならぬことを含むことを要する。

登録は、氏名、年齢、性別、職業、住所、日本における住所

に別令を定める

日本における住所

と、引揚希望者は、その本國における行先地  
 ち、引揚希望しない登録したもの、引揚の特典を失う。  
 引揚の通知を受けて指定時に又はそれ以前に登録を怠るものは、  
 登録の希望しない登録が完了したならば、次の情報を当總司令部  
 日本帝國政府は登録が完了したならば、次の情報を当總司令部  
 に報告することとする。  
 い、日本に居住する朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の總數  
 ろ、引揚希望者の各別國別の總數  
 は、引揚希望の朝鮮人總數は更に次の項目に分けることを要す  
 (1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9) (10) (11) (12) (13) (14) (15) (16) (17) (18) (19) (20) (21) (22) (23) (24) (25) (26) (27) (28) (29) (30) (31) (32) (33) (34) (35) (36) (37) (38) (39) (40) (41) (42) (43) (44) (45) (46) (47) (48) (49) (50) (51) (52) (53) (54) (55) (56) (57) (58) (59) (60) (61) (62) (63) (64) (65) (66) (67) (68) (69) (70) (71) (72) (73) (74) (75) (76) (77) (78) (79) (80) (81) (82) (83) (84) (85) (86) (87) (88) (89) (90) (91) (92) (93) (94) (95) (96) (97) (98) (99) (100)

は、引揚を希望する旨登録する者は日本政府の発する指示に従  
 つて引揚を行わなければならず、さもないと、引揚の特典を  
 失うこと。  
 に、日本に残留することを希望する旨登録する者は、引揚の特  
 典を失うこと。

最高司令官に代つて  
 高級副官  
 副官部付代将  
 ビー・エム・フィッチ

略略略

(4) 日本人及び非日本人の引揚に関する覚書  
 連合軍最高司令官総司令部  
 (S G A P O 1 0 5 ( 2 1 ) 一 年 五 月 七 日 )  
 ( A G A P O 5 0 0 )  
 この覚書は次の引揚を規律する基本的指令である。  
 合衆軍太平洋軍司令部  
 太平洋地域最高司令官  
 中華民国陸軍大元帥  
 南アフリカ連合軍最高司令官  
 オーストラリア軍最高司令官  
 ソ連極東軍最高司令官 ( 適当な協定が成立した場合 )  
 以前に中国、台湾、朝鮮及び琉球諸島の住民であつて日本  
 に移動させられたもの

最高司令官に代つて  
 高級副官  
 副官部付代將 ビー・エム・フィッチ

(5) 現に日本に居る琉球人の引揚に関する覚書  
 連合軍最高司令官総司令部  
 ( S G A P O 1 0 3 ( 2 1 ) 一 年 七 月 二 十 四 日 )  
 ( A G A P O 5 0 0 )  
 参照件名 現在日本に居る琉球人の引揚  
 七 ( S G A P O 1 0 3 ( 2 1 ) 一 年 七 月 二 十 四 日 )  
 一 ( S G A P O 1 0 3 ( 2 1 ) 一 年 七 月 二 十 四 日 )  
 右の参照覚書に含まれる指示の中本覚書と抵触するものはすべ  
 て廃棄される。  
 左記の計画は現在日本に居る琉球人で琉球諸島への帰属を希望  
 する者の引揚を規制するものである。  
 日本人乗組船は日本の鹿兒島、吳、名古屋及び佐世保の諸港  
 と沖繩宮古、石垣及び奄美大島の諸島との間を折返し航海する  
 ように配船されつづける。  
 い、奄美、大島の古仁屋へ引揚げしめる。奥島及び沖繩永良部引揚者  
 は奄美、大島の古仁屋へ引揚げしめる。  
 ろ、沖繩、沖繩、古仁屋、慶良間列島及び南大東向け引揚者は沖繩  
 のカツチン湾へ引揚げしめる。  
 は、宮古列島向け引揚者は宮古へ引揚げしめる。  
 は、八重山列島向け引揚者は石垣へ引揚げしめる。  
 上に記のい、ろ、は、及びに記の琉球人は毎週左記の割

AGAO一四、三三(二十一年十二月十九日) GO APO五〇〇  
 (S) O A P I N 一四(一四) 昭和二十一年十二月十九日  
 参考文書 日本からの集団引揚の終了  
 昭二十一年五月七日付引揚に關する日本帝國政府あて覚  
 書(S) O A P I N 九二七  
 昭二十一年七月二十四日付現に日本に在る琉球人の引揚  
 に關する修正日本帝國政府あて覚書(S) O A P I N 一〇八二  
 は、昭二十一年十月十六日付朝鮮への引揚に關する日本帝國  
 政府あて覚書(S) O A P I N 一二七三  
 昭二十一年十二月十六日付朝鮮への引揚に關する日本帝  
 國政府あて覚書(S) O A P I N 一四〇七  
 前記は、昭二十一年十二月十五日迄完  
 了した。前記は、朝鮮人集団引揚は、昭和二十一年十二月  
 の日本からの琉球人集団引揚完了期日は、昭和二十一年十二  
 月二十六日と公表されている。昭二十一年十二月  
 日本帝國政府は、次のことをすることを要する。  
 (1) 昭和二十一年十二月二十二日まで前記する、の規定に  
 基いて引揚の資格を有する琉球諸島への引揚者を名古屋

(6) 日本からの集団引揚の終了に關する覚書  
 運合由最高司令官總司令部

最高司令官代理  
 高級副官大佐 ジョン・ペー・クリート代理  
 アール・ワイ・ハーシイ

合で次の港から送られる。  
 日本帝國政府は、引揚者に對して引揚船に乘船前六日間の検疫を実施せよ。  
 然るべき季節の間、コレラ注射を二本と、乗船前に各引揚  
 者に對して天然痘のワクチン注射一本とを施行せよ。  
 上記の琉球人を然るべき受入事務所に待期せしめよ。  
 分な数の琉球人を然るべきに琉球人引揚者を送還せよ。  
 上記の琉球人の引揚に従事する船員には、夫々一名の医師と二名の  
 看護人とを配乗せしめよ。  
 船内検疫対象疾患患者がある場合には、その旨を琉球入港地  
 の米田責任機関に到着後直ちに通報するよう船長に要求せよ。  
 船長は可能ならば伝染病患者のないう旨をも報告せよ。  
 引揚の期間中家族の集団を完全に維持せよ。  
 と、以下略





A 類(10) 琉球人の引揚終了に關する覚書  
 S G O 一四三三(一九三〇) 昭和三十二年十月六日  
 A P I N 一三三(一九三〇) 昭和三十二年十月六日  
 A P O 一三三(一九三〇) 昭和三十二年十月六日  
 A P O 一三三(一九三〇) 昭和三十二年十月六日

一 運(9) 琉球人の引揚に關する覚書  
 S G O 一四三三(一九三〇) 昭和三十二年十月六日  
 A P I N 一三三(一九三〇) 昭和三十二年十月六日  
 A P O 一三三(一九三〇) 昭和三十二年十月六日

二 返船管理局の引揚に關する覚書  
 S G O 一四三三(一九三〇) 昭和三十二年十月六日  
 A P I N 一三三(一九三〇) 昭和三十二年十月六日  
 A P O 一三三(一九三〇) 昭和三十二年十月六日

三 琉球人の引揚に關する覚書  
 S G O 一四三三(一九三〇) 昭和三十二年十月六日  
 A P I N 一三三(一九三〇) 昭和三十二年十月六日  
 A P O 一三三(一九三〇) 昭和三十二年十月六日

四 前記の証明は昭和三十二年九月二日以前琉球で善意で居住して来た  
 への記述の証明は昭和三十二年九月二日以前琉球で善意で居住して来た  
 さへ記述の証明は昭和三十二年九月二日以前琉球で善意で居住して来た

高司官に代つて  
 副官部付大佐 アール・エム・リヴァイ

一 軍法裁判官に依り強制送還を命ぜられた者  
 二 軍法裁判官に依り強制送還を命ぜられた者  
 三 軍法裁判官に依り強制送還を命ぜられた者  
 四 軍法裁判官に依り強制送還を命ぜられた者

御配意願いたし  
 今且つて外れり  
 今且つて外れり  
 今且つて外れり  
 今且つて外れり

引揚援護院援護局長



され、現在、残余のものはその後引続きその生計へ送還され、この引揚の最後の機会を與ふるために米極東軍司令部は、引揚申請書の提出期限を昭和二十四年三月十五日以後、各個人は、同情すべき理由あるとき、自己の負担で、琉球へ旅行する許可を求め、米極東軍司令部に提出し、その指名する代地の承認を求め、ために地方軍政部当局に提出しなればならない。

(12) 日本人及び非日本人の引揚に関する管書

AG三七〇、〇五二一一年五月七日-GOIO  
 昭和二十四年三月九日

S O A P I N 九二七/一七  
 昭和二十一年五月七日付連合國最高司令官修正管書AG三七〇、〇五二一一年五月七日-GOIO S O A P I N 九二七件名一

前項の参照管書の全頁は附屬(管書の廃棄)を除いて廃棄し、その管書の附屬をそれに代える。この管書の一、二二二頁に編入された変更には下線を引いてある。前記第一項にあげた参照管書の附屬Vの諸條項は、昭和二十四年一月十八日付日本政府管書AG一三〇一、二四四年一月十八日-S S I N S O A P I N 一九六六件名一日本人の入出に際し携帶を認められる個人の財産によつて廃止ずみである。

最高司令官に代つて  
 高級副官副事務付大佐 アメル・エム・リィヴァー

(13) 同情に値する理由による琉球諸島への旅行に関する第八軍作戦命令















(ハ) 昭和二十四年六月二十二日付覚書 A G O 九一、一(二十四年五月二十八日) G A S G A P I N 二〇九一件名「入国管理  
 部設置」  
 (ニ) 昭和二十四年三月九日付覚書 A G 三七〇・〇五(二十一年五月七日) G O I O S G A P I N 九二七/一七件名「日本人及び  
 非日本人の引揚」附屬第三、第二節、第八及び第九項  
 (ホ) 前項(ハ)に引用した覚書第三項は、朝鮮に關しては取消すよう修正する。  
 (ヘ) 前項(ハ)に引用した覚書第五項は、廢止する。  
 (ニ) 前項(ハ)に引用した覚書第五項は、廢止する。  
 (ハ) 前項(ハ)に引用した覚書の條項は、この覚書の條項と調和するもの  
 と考へられる。  
 (ニ) 日本への個人、船舶、その乗組員及び積荷の不法入国防止に對  
 する日本政府の責任につき日本政府の注意をかん起す。不法  
 入国者として又はその他権限なくして日本に積卸すため、輸  
 送された船舶は、連合国最高司令官及び日本政府によつて公布され  
 た現行の又は今後交付されることのある法律、規則及び又覚書  
 の従わなければならぬ。  
 (ニ) 此の覚書を實施するため、日本政府關係機關と当該占領軍機關  
 の直接連絡を許可する。

(4) 政令第二二七号(昭和二十五年七月十一日)  
 北緯三十度以南の南西諸島に本籍を有する者の渡航制限に  
 關する臨時措置令  
 和二十年勅令第五百四十二号(基き、この政令を制定する。昭  
 和一條 渡航の制限)  
 第一條 北緯三十度以南の南西諸島(口之島を含む。)に本籍を  
 有する者は、当分の間、連合国最高司令官の承認を受けなければ  
 してはならない。  
 (罰則)  
 第二條 前條の規定に違反した者は、一年以下の懲役若しくは禁  
 錮又は三万円以下の罰金に処する。  
 第三條 前條の犯罪行為の用に供した船舶で犯人の所有又は占有  
 に係るものは沒收する。犯人以外の者が犯罪の物その船舶を取  
 得した場合は、同様とする。  
 (刑事訴訟の特例)  
 第四條 外国人登録令(昭和二十二年勅令第二百七号)第十五條  
 の規定は、第二條の罪に係る事件について、準用する。  
 (退去強制)  
 第五條 法務總裁は、第一條の規定に違反した者に対し、退去を  
 強制することができる。





一 財産の移動制限に關する事項  
運合軍最高司令部  
AG 〇九一・三一二十年九月二十二日

昭和二十年九月二十二日  
日本帝國政府は直ちに、大蔵省において、あらかじめ許可したる  
場合を除き次に掲ぐる一切のものにつき、これを日本より如何  
なる外国に對しても輸出又は同收することを防止し且つ禁止するた  
るより日本に對して輸出又は同收することを防止し且つ禁止するた  
るの法律に對して改正を加え其の他必要なる措置を講ずべし。  
(イ) 金貨又は銀貨の改正を加え其の他必要なる措置を講ずべし。  
(ロ) 金貨又は銀貨の地金若しくは其の合金の地金  
(ハ) 小切手、為替手形、外國為替手形、約束手形、支拂指圖書、  
(ニ) 譲渡証券、委任代理權、其の他金融証券  
(ホ) 代理權、委任代理權、其の他日本國內外を問わず金融上乃至  
右に列挙せる以外の一の債務証券若しくは財産所有証券  
大蔵省は前項に特定せる輸出入につき本司令部の事前承諾なく  
してこれを許可することを得ず。

本指令はその認知を必要とす。

(2) 金融取引の統制に關する覚書  
運合軍最高司令部  
AG 一三〇(二十年九月二十二日)

昭和二十年九月二十二日

日本帝國政府は直ちに大蔵省においてあらかじめ許可したる場  
合を除き次に掲ぐるものに關する一切の取引を防止し且つ禁  
止するたため、その法律に對して改正を加え其の他必要なる措置を  
講ずべし。  
(イ) 金貨又は銀貨  
(ロ) 金貨又は銀貨の地金若しくは其等の合金の地金  
(ハ) 日本在住のすべての人物に對して直接又は間接、全部又は一部  
を所有若しくは支配せられる在外資産  
(ニ) 外國居住のすべての人物に對して直接又は間接、全部又は一部  
を現に所有若しくは支配せられ又は一九四一年十二月七日以  
降に對して所有若しくは支配せられたる在外資産  
(ホ) 外國為替取引  
本覚書に用いられたる用語の定義に關しては、本書に附屬せる  
附録Aの説明に拠る。官の事前の承諾無くして大蔵大臣これを  
許可することを得ず。  
本覚書は其の認知を必要とする。

(3) 勅令第五百七十八号

昭和二十年十月十五日

第一條 大蔵大臣は命令の定むる所により左に掲ぐる行為を禁止又

は制限することを得

一 金の地金又は合金の輸入

ニ 銀又は白金等一白金、ルテニウム、ロヂウム、オスミウム、

イリヂウム及びイリドスミンをいう以下同じの地金又は合

金の輸出又は輸入

三 營業を行う外国人若しくは外国法人又は營業を行う本邦法人

に於て大蔵大臣の定むるものを相手方とする金融上、商業上

其の他營業上の契約

行爲又はこれを無効とす

第四條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他

の従業者が其の法人又は人の業務に關して前條の違反行為をな

したるときは行為者を罰するの外其の法人又は人に対し亦前條

の罰金を科す

第五條 本令の外國為替管理法の適用に付いては本州、北海道、四

國九州及び其の附屬島嶼以外の地域はこれを外國とす

(4) 大蔵省令第八十八号

大蔵省令第八十八号

第一條 外國為替管理法第一條及び昭和二十年勅令第五百七十八号

金銀若しくは白金又は合金の輸入の制限又は禁止等に関する件第

引一條の規定に依り金銀有価証券等の輸出入等に関する金融取

引の取締に關し左の通定む

昭和二十年十月十五日

大蔵大臣 子爵 澁 沢 敏 三

第一條 大蔵大臣の許可を受くるに非ざれば左に掲ぐるものを輸

出又は輸入することを得ず

一 金貨又は銀貨

二 金銀若しくは白金の地金又はこれ等のものの合金

三 通貨又は有価証券

四 小切手送金手形為替手形約束手形支拂指圖書送金指圖書そ

の他の金融上の諸証書

五 本邦の内外に於ける金融上又は財産上の取引に關する委任

状又は代理權その他の権限を授與すべき証書若しくは指圖書

六 その他前各号に掲げざる債務証書又は財産權を証する証書

第二條 大蔵大臣の許可を受くるに非ざれば左に掲ぐる取引を為

すことを得ず但し前條の規定に依り許可を受けたる場合はこの

限に非らず

本邦居住者が直接又は間接に全部又は一部を所有又は管理



















する港に於て取上げられた日銀券と引換に渡された日本政府発行の流通受領証を携帯することが出来る。

附屬書類三

日本への入国者から取上げる貨幣

国名	貨幣名	国名	貨幣名
アルゼンチン	ペソ	コスタリカ	コロン
オーストラリア	ポンド	キューバ	ペソ
オーストリア	シルリング	チエツコスロバキヤ	クローナ
ベルギー	フラン	デンマーク	クローネ
ボリビア	ボリビヤノ	ドミニカ共和国	ペソ
ブラジル	クルゼイロ	エクワドル	スークレ
英領東アフリカ	ポンド	エジプト	ポンド
英領北ボルネオ	ドル	エヤルバドル	コロン
ブルガリヤ	レヴ	エチオピア	モドル
ビルマ	ルビー	エストニヤ	グルーイン
カナダ	ドル	フィンランド	マルカ
セイロン	ルビー	フランス	フラン
チリ	ペソ	仏領印度支那	ピアストル
中華民國	円	ギリシヤ	ドラクマ
コロンビヤ	ペソ	ガテマラ	クウェツアル
香港	弗	パラグアイ	ガラニ
ホンゲユラス	レンビラ	ペルー	ソル
ハンガリー	フォリント	ポリアツピン	ベソ
アイスランド	クローナ		ズロテイ

一、 附屬書類四  
 日本国内に持ち込むことが許される軍用書類  
 軍人に關する左記軍政上の書類を海外から引揚げる元日本國軍  
 人が持ち込むことを認める。  
 A、兵役記録、進給、ほう賞、叙勳、給與に關する資料及び軍  
 人軍屬の最後の記録、復員書類を完備するに必要な他の公文  
 書、人事に關する軍政法規はこの認可中に含まれる。  
 B、編制及び裝備表、兵力報告、軍令軍政の指令の改正、  
 衛生法規、病院記録、患者の報告、  
 C、軍法會議調書、逮捕監禁の記録及び訴訟継続中の事件の關  
 係書類  
 D、軍需品記録、手算、受領証、純粹な軍事勘定の支出並び決  
 算、  
 E、復員引揚規則、  
 F、各地に於ける日本人の人口調査、  
 G、前軍人軍屬であつた死亡者に關する金銭的処理に必要な公  
 文書、  
 H、行方不明者及び逃亡者の表  
 I、官印、  
 J、右の一AからJまでに記載した物件は乗船及び乗陸港におい  
 て關係当局者の検査をうけなければならぬ。  
 乗船港における点検を受けると、これらの物件は出港する引揚

印度	ルビー	ポルトガル領	エスクード
イラク	デオナール	東アフリカ	エスクード
ドイツ(西部)	ドイツマルク	ポルトガル	リユー
アルイラント	ボンド	ルーマニア	ドル
イラン	リアル	サタワク	ベセタ
朝鮮	円(ウアン)	スエーデン	クローナ
レバノン	ポンド	スイス	フラン
ルクセンブルグ	フラン	シリヤ	ポンド
海峽植民地	弗	シヤム	パイツ
メキシコ	ペソ	トルコ	リラ
オランダ	ギルダー	南阿連邦	ポンド
蘭領東印度	ギルダー	合衆國	ドル
ニカラガ	コルドバ	英連邦	ポンド
ニューカレドニア	フラン	ソビエツ	ルーヴル
ニュージラント	ポンド	ヴェネゼラ	ボリビヤ
ノールウエー	クロローネ	ユーゴスラビヤ	ダイナ
パナマ	バルボア		
ウルグワイ	ペソ		
ビルマ、ルービー表示	連合軍々票		
ドイツマルク表示			
米國軍票			
ソ連軍票			



- ◎昭和二十年十二月六日付覚書「支那よりの引揚日本人の携帯せる送金証書に關する件」AG二、一二一（昭二〇一）ESS
- ◎昭二十一年十二月十三日付覚書「引揚日本人が携帯せる号補助通貨に關する件」AG一二（昭二〇一）ESS/FI、S
- ◎昭二十一年十二月三十一日付覚書「引揚日本人の携行通貨及び金融証書に關する件」AG一二三（昭二〇一）ESS/FI
- ◎昭二十一年一月二日付覚書「輸出統制に關する追加指令」AG九一、七一四（昭二〇一）ESS/FI、S、C、A、P、I、N
- ◎昭二十一年一月三日付覚書「輸出統制に關する追加指令」AG九一、三一（昭二〇一）ESS/FI、S、C、A、P、I、N
- ◎昭二十一年一月四日付覚書「引揚日本人による日本政府國債輸入の件」AG一六八（昭二〇一）ESS/FI、S、C、A、P、I、N
- ◎昭二十一年一月十一日付覚書「日本政府の外國通貨買入に關する件」AG一二三（昭二〇一）ESS/FI、S、C、A、P、I、N
- ◎昭二十一年一月十九日付覚書「輸出統制に關する追加指令」七七

- AG。九一。三一（昭二〇一）ESS/FI、S、C、A、P、I、N
- ◎昭二十一年二月六日付覚書「引揚日本人が携行せる旅行小切手及び米因通貨の処置に關する件」AG一三〇（昭二〇一）ESS
- ◎昭二十一年二月八日付覚書「引揚日本人携行の通貨及び金融証書に關する件」AG一三〇（昭二〇一）ESS/FI、S、P、A
- ◎昭二十一年二月十五日付「テナアン」からの引揚一般日本人所持の通貨預り証に關する件」AG一二三ESS/FI、S、C、A、P、I
- ◎昭二十一年三月十日付覚書「オストラリヤ。ニュージーラン
- ◎昭二十一年三月十日付覚書「オストラリヤ。ニュージーラン
- ◎昭二十一年三月二十七日付覚書「引揚日本人携行の通貨に關する件」AG一二三（昭二〇一）ESS/FI、S、C、A、P、I、N
- ◎昭二十一年三月二十八日付覚書「引揚日本人携行の非貨表示預り証の交換に關する件」AG一二三（昭二〇一）ESS/FI
- ◎昭二十一年三月三十日付覚書「引揚朝鮮人に対する通貨交換の

◎ IN 一五九六 IA  
 昭和二十一年八月十五日付覚書「日本人引揚者の郵便年金証書  
 に関する件」AG 〇一四三三(昭二一六二)ESSS/FISA  
 ◎ CAPIN 一三三五  
 昭和二十二年十一月六日付覚書「引揚邦人が日本の上陸港にお  
 いて提出せる通貨及び金融証書の集中に関する件」AG 一三一  
 ◎ 昭二一六〇(昭二一六〇)PO/GPSCAPIN 一八二一  
 昭和二十三年六月九日付覚書「米因よりの個人引揚者の処置に  
 関する件」AG 〇一四三三(昭二一六二)PO/GSCA  
 PIN 一九〇六

◎ 昭二一六〇(昭二一六〇)ESSS/FISA  
 昭和二十一年三月三十一日付覚書「通貨勘定の資金解除の件」  
 ◎ 昭二一六〇(昭二一六〇)ESSS/FISA  
 昭和二十一年四月二十日付覚書「クサイエ島からの引揚者日本  
 人の没収資金に関する件」AG 一二三(昭二一六〇)ESSS  
 ◎ FISO 〇三九 IA  
 昭和二十一年四月二十九日付覚書「朝鮮よりの引揚日本人の持  
 帰通貨に関する件」AG 一二三(昭二一六二)ESSS/F  
 ◎ ISO 〇三九 IA  
 昭和二十一年五月七日付覚書別紙六「復員に関する件」AG 三  
 ◎ 昭二一六〇(昭二一六〇)GOSCAPIN 九二七  
 昭和二十一年五月十九日付覚書「引揚日本人捕虜によるCNO  
 フル表示受領証の交換に関する件」AG 一二三(昭二一六二)一  
 ◎ 昭二一六〇(昭二一六〇)ESSS/FISA  
 昭和二十一年六月十三日付覚書「引揚捕虜の収入」AG 二四八  
 ◎ 昭二一六〇(昭二一六〇)ESSS/FISA  
 昭和二十一年六月二十二日付覚書「カナダよりの引揚日本人に  
 関する件」AG 〇一四三三(昭二一六二)ESSS/FISG  
 ◎ APIN 〇三三四  
 昭和二十一年六月二十八日付覚書「支障なき国民の引揚に關す  
 る件」AG 〇一四三三(昭二一六二)ESSS/FISGAP















六 外交官又は連合軍最高司令官がすべての貨物

備考  
この表において「携帯品」とは、手荷物、衣類、醫籍、化粧用品、自動車、一合に限る。且つ、必要と認められる他の物件をいう。この表において「引越荷物」とは、必要と認められる物件をいう。設定し維持するに供することを目的とし、且つ、家族が同居を認められる物件をいう。と認められる物件をいう。

(9) 外國為替及び外國貿易管理法における附屬の島に關する命令

外國為替及び外國貿易管理法（昭和二十五年一月二十八日）  
附屬の島とは、本州、北海道、及び九州に附屬する島のうち、左に掲げる島以外の島をいう。  
一 千島列島（ゴヨマイ諸島を含む）  
二 小笠原諸島、硫黄列島、大東島諸島、沖鳥島、南鳥島及び中鳥島

四 北緯三十度以南の南西諸島（口の島を含む）

この命令は、公布の日から施行する。

(10) 日本及び琉球諸島間郵便業務に關する覚書  
AG三一一・一（二十五年六月十三日）  
昭和二十五年六月十三日

參照  
A 日本政府宛覚書 AG〇九一（二十一年一月九日）GS・SC  
B 日本政治行政上日本から分離することに関する覚書 C C S

日本政治行政上日本から分離することに関する覚書 C C S







装の個数、生産地及び仕入地を記載したものでなければならぬ。

第二條 原産地証明書は、当該証明書の記載された物品の輸入申告の日  
に於いて、その発行の日から三月を経過しないものでなければ  
ならない。

第三條 原産地証明書の提出は、当該証明書の記載された物品の輸入申告に際  
し、税関長に提出しなければならない。

この政令は、昭和二十六年五月一日から施行する。

内閣総理大臣 池田勇人